

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、今期最後の一般質問を4つのテーマに分けて質問させていただきたいと思います。

まず1つ目に、次年度から期待される新たなまちづくり宣言の具現化を聞きたいと思います。1つ目、平和都市宣言には非核を明確に打ち出せるか。2つ目には、ダイバーシティ宣言のもと、まず速やかに女性職員の労働形態の改善をということで市長、副市長に質問をさせていただきます。

まず1つ目、平和都市宣言は市民一人ひとりが重く真剣に受け止める、市民全体の意思表示です。だからこそ核兵器のない平和の構築に資する行動が私たちに求められます。今、ロシアのウクライナ侵攻が長引いています。連日報道されているイスラエルのガザ攻撃では、殺害された人の7割が女性と子供という残虐なジェノサイド、集団殺人が起きています。それにも増してロシアもイスラエルも核兵器使用の可能性まで示唆しているという危険極まりない世界の情勢となっています。

こんな心痛める報道が続く中で、私たちは何ができるのか、何をすべきなのか。途方に暮れる飛騨市民からの声も私たち日本共産党が今取り組んでいるアンケートの回答で寄せられています。飛騨市は今年度も平和都市宣言につながるいろいろな取り組みを行っておりますが、大事なものは漠然とした平和宣言ではなく、非核を明確に打ち出した宣言だと考えます。市の本気度を示していただきたいと思いますので、まず市の考えをしっかりとお聞かせください。

2つ目に、今、国では岸田首相のコストカット型の経済から30年ぶりに転換するとの表明から、失われた30年を取り戻すための経済策をめぐって臨時国会が紛糾しております。ですが、地方の経済も同様な経路をたどってきているのではないのでしょうか。人件費を最たるコストカットのターゲットとして、この間、特に合併以来、飛騨市もせつせと職員を削減して定数を2割も下回り、逆に非正規職員を増大させています。そして主にその犠牲になっているのが女性だということが市の資料からもよく分かります。ダイバーシティの理念とは相入れないジェンダーギャップの解消に市はまず足元から取り組むべきではないのでしょうか。そのために、真っ先に改善が必要なのは特に会計年度任用職員の労働形態であります。給与、勤務時間、再雇用の有無など問題が山積しています。女性をもっと大事な人材として、その労働形態を改善していただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点お尋ねをいただきました。両方とも私からご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の平和都市宣言の話でございます。

今年度から平和に関する取り組みということで始めたわけでございますが、その一環として平和都市宣言を策定したいということで、今それを取り組み始めたところでございます。検討委員

会を立ち上げて、多くの市民に関わっていただきながら宣言文を作り上げていきたいと考えております。

この平和都市宣言ですが、宣言を作る、文面を作るということはもちろんですが、大事なのは意識づくりでありまして、その意識づくりであることを考えますと、策定までのプロセスを大事にしたいというふうに考えております。したがって、市が主導して文面を作ったり一定の考えを押し付けたりするのではなくて、市民の皆さんがじっくりと話し合っただけで考えて作り上げられることが最も重要であるというふうに考えております。

先日、検討委員会の委員長をお願いする予定の池田丈佑富山大学教育学系准教授とお会いをいたしました。平和論について大変造詣の深い先生でございます。この際にも今申し上げた考え方を先生にもお伝えをいたしまして、じっくりと皆さんで話し合っただけで考えてもらいたいというふうをお願いをいたしました。議員から非核、ここが大事だというお話でございますが、この非核ということはどういうふうに含むかということも含めて多くの方々に議論していただきたいと思っておりますし、市民にとって意味のある宣言策定を目指していきたいと考えているところでございます。

次に2点目でございます。女性職員の待遇の問題、労働形態の問題ということでご質問いただきました。

まず順番にお話をしていきたいのですが、市の会計年度任用職員の状況をまず申し上げたいと思います。令和5年4月1日時点で週20時間以上勤務している会計年度任用職員が249名おります。そのうち女性職員は192名、割合としては77%となっております。この192名の内訳ですが、フルタイム職員が91名、パートタイム職員が101名で、会計年度職員全体の40%がパートタイムでの勤務を行っているということになります。女性職員の内訳としては今申し上げたようにフルタイム91名、パートタイム101名ということでございます。

この会計年度任用職員の女性職員の多くは、子育てとか介護を担う世代の方々でありまして、家庭との両立あるいは配偶者の扶養の範囲内で働きたいという希望を持っておられる方が大変多いという現状です。個別に実情を見ますとフルタイムでの勤務を希望されながら、該当する職がないためにパートタイムを選択されているという方もあります。また、自らパートタイムでの勤務を選択しておられるという職員も少なからずおられるという状況です。

その上で、お尋ねの会計年度任用職員に対する処遇であります。まず女性のということでおっしゃいましたけれども、地方公務員法の平等取扱の原則によりまして、女性と明記した募集は行っておりません。また、その名が示すように、制度上、会計年度任用職員は年度ごとに新たに任用されるという形態になっておりますので、任用は採用試験等による能力の実証に基づき決定しておりまして、かつては5年で雇止めといったこともあったのですが、これも今は一切行っておりません。さらに、これまでも育児や介護に関する休暇取得要件の緩和とか、産前産後休暇の有給化とか、職員の仕事と家庭を両立するための環境整備、こういったことを進めてきたところでございまして、できるだけ勤務時間に関する相談には多様な働き方ができるように柔軟に対応しておるところでございます。

給与面につきましては、年度ごとに任用される職であることを踏まえまして、常勤職員の初任給を基準に設定されておりますので、著しく常勤職員に劣るというふうにも考えておりません。

さらに、今議会におきまして人事院勧告に基づく給与改定があった際には、常勤職員同様に4月に遡及して適用することができるように条例改正案を上程しておりますし、来年度から勤勉手当も支給する予定でございますので、さらに改善されるものと考えております。

むしろ現在課題になっておりますのは、これは正規職員も同じであります、会計年度任用職員も応募が少なくなっております、その確保が難しくなっているということが目下の課題でございます。特に正規職員は、平成30年度以降、年齢制限を撤廃いたしまして幅広い広い人材を求めておまして、これによって会計年度任用職員から職員採用試験を受験して正職員になったという者が14人おまして、そのうち11名は女性職員です。このように女性が活躍できる環境というものは整っているというふうに考えておまして、大いに優位な人材を求めているということでございます。

今ほど議員から、市がせっせと職員削減して非正規職員を増大させているのではないかというお話がございましたけども、これは正確ではないということです。まず定数の話がありましたが、定数はもともと実態に関わらずかなり余裕を持った上限数を設定しておりますので、これに合わせた運用ということもともと行っておりませんし、非常に差がありますので、私どもも普段あまり定数を考えることはありません。

その上で実態について申し上げれば、私が8年前に市長になった際に人員がずっと大きく削られてきた影響で年度途中で産前産後休暇、育児休暇、あるいは病気休暇ということに対応できる余裕の人員が全くない状況でありまして、様々な所属で例えば産前休暇が発生すると欠員になる、病気の方が出ると欠員になるということで、市役所内の様々な所属で欠員が多発しておりまして、これが時間外勤務の増大を招くという負のスパイラルに陥っておりました。そのために、これは人を増やさなければ対応できないということで、これらに対応できる、そうした休暇を取っても市役所が回るという人員体制を整えるために、人件費総額でキャップをかけて、それで少しずつ職員数を増やしてきました。加えて再任用制度で定年後も継続して勤務する職員が増えてきましたので、かといって若い職員を採らないというわけにいかないものですから、両立を図るために新しいポストを作ったり、司書とか学芸員も正職員化を進めまして、しっかりと処遇するという考え方で正職員としての登用を進めてきたところです。

この結果、消防や市民病院、保育園、これまた特殊ですのでこれを除く常勤職員の数で申し上げますと、私が就任した平成28年度と令和5年度の比較では総数で22名の増加となっております。現時点において育児休業、病気休業等の職員が7名おりますけれども、この分は欠員を生じることなく業務ができておりますし、育児等による部分休業している職員が11名おりますが、これにも対応できているということでもあります。

一方の会計年度任用職員は6名の増ということになっておりますので、非正規職員を増大させているという状況にはないということをおし上げておきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

私の持っている資料は2023年4月の数字ですので細かい数字は違うかもしれませんが、まず会計年度任用職員の割合が40%ほどということをお聞きしました。これが職員を雇用するときにとどうかという考え方だと思います。お話を伺うと現状はうまくいっているんですよというふうに聞

こえますけれども、実際にこうやってダイバーシティのまちづくりをするというときに、女性の働き方、それをどう考えていくかということまで含めてこれからは考えていっていただきたいと思うわけですね。そうしたときに、どこかで女性の働き方、女性の活躍と言うのでしょうかね、そういうことももっともっと女性の能力や才能を生かして雇用していただきたいと思うものですから。

それから私たちのところに寄せられたアンケートの回答にも、切実としたいろいろな告発もありまして、調べたところ飛騨市は例えば下呂市などに比べても会計年度任用職員の数がとても多いという感じがしました。例えば正職員で比べてみますと、行政職1表、これを適用している正職員の男女の差、男女共同参画状況はどうかといいますと、正規の職員の317人中、男性は254人、女性は63人。何と女性は24%しかおりません。そのうち女性管理職は5級の管理職に3人、6級管理職に1人、計4人しかいないという状況なんですね。これをもうちょっと改善していただきたいと思います。そして会計年度任用職員には、3年の壁というのがあります。2回更新して3年目は一旦雇い止めとなって再度公募に応じなければならないというものです。継続して必要とされる職に就いて、問題なく働いている人を一律に公募にかけること。これは大きな問題ではないでしょうか。市長はどう考えますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

最初の女性の比率の問題ですが、先ほど申し上げましたように女性という制限をかけて採用するというは一切ありませんので、応募していただけるのであればもうどんどん応募していただきたいということでありまして、これは意図してこういう数字になっているのではなくて、応募されてくるかどうかにかかっているわけですので、そういうご理解をしていただきたいということです。

それから会計年度任用職員の制度は、会計年度任用職員になったときに長期に働いていただければなおいいわけですね。ただ、制度がそうなっているものですからやむを得ず今おっしゃったような運用になっていくことでもありますので、これはやはり地方公務員法の取り扱いの部分で考慮してもらふ必要があるというふうに考えております。

○11番（籠山恵美子）

応募するときに特別に女性職員募集ということでかけているわけではないということでしょうけれども、そういう理屈でいきますと、飛騨市の男女共同参画の状況というのはどうなったら、例えばクオータ制みたいなものをよく言われますけれども、そういうものを行政がどうやって努力をして、女性の登用、女性の活躍、働き方を改善するかということに取り組むのでしょうか。そこは積極的に市が市民に対して職員を募集するときに、何らかの形でそういう雇用の仕方をしなければいつになっても変わらないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

直接的には無理でも、いろいろな方法がもちろんあると思いますよ。女性が活躍しているロー

ルモデルが市役所の中でたくさん作れるとか、あるいは先ほどの出産、子育て、育児に対する休暇が取れる、あるいはきちんと認めてもらえる、温かく対応してもらえるというものを作っていくということもあるかもしれませんし、そうしたことは先ほど申し上げてきたように、取りにくいところから余裕を持たせて取りやすい仕組みにしてきたりということもやっておりますし、管理職の問題、ロールモデルの問題については、またこの後も今議会が出てきますけれども、これまでの制約条件があって、今現在は少ないですけどもこれからだんだん増えてくのではないかと思います。

それから今年の採用を見ておりましたが、女性職員のほうがむしろ多いくらいなのかな。女性職員の数が非常に多いなと思っていて、少ないという印象はあまり持ってないです。なので、これは多分印象の問題ではないかと思います。印象かアンコンシャスバイアスかどちらかではないかというふうに思って、我々普段仕事をしていて女性と区別することまずありませんし、そういった目でも見ておりません。むしろ先入観的なものもひょっとしたらおありかなというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

多分、非正規職員で女性を雇用することが多いからではないでしょうか。私は逆に非正規雇用で女性が多すぎるという感じがするんですけども。男女分けて応募しているのではないからということ、いろいろな理由をおっしゃいますけど、こういうことを繰り返していたらそれこそジェンダーギャップ解消というのはいつになっても実現しないし、クオータ制などは夢のまた夢ということですし、女性の能力が花開くチャンスはなく、女性の幹部職員を増やせる可能性さえないということになるのではないのでしょうか。会計年度任用職員は本当に女性の比率が多くて、特に現業職、保育士などは55.1%が会計年度任用職員です。やはり何が一番辛いかというと、お給料の面です。先ほどちょっと質問しましたがけれども、この会計年度任用職員の3年の壁。3年目に一旦雇い止めになる。再度公募に応じなければならない。しかももう3年経ったら給与が上がらないという状況。これはどんなふうに考えておられますか。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたように、これは制度なものですから、やはりそれは本当に上がっていくべきだと私も思いますし、やはりここは国の地方公務員法の中できちんと対応してもらうべき問題ではないかというふうに思っております。ただ、現実に雇い止めと言っても全部解雇しているなんてことはありません。長くみんな勤めています。私の秘書室におります会計年度任用職員も私が市長になって以来ずっと勤務してくれて、ほかのところもそうですが、3年で切られてどこかに行ったというケースはそうありませんので、ここはやっぱり実態を見ていただくべきではないかなというふうに思います。

それからさっきの職員のお話で、今手元のやつを見てみると、今年の新規採用者は男性8人、女性5人です。去年は男性5人の女性9人です。なので、意図的にクオータ制にしたり女性を積極的に採用するという、そういうふうに誘導はできませんので。ただ、現実にはこうやって女性もたくさん応募して活躍してくれているので、私どもとしてはとにかく人手不足で、とにかく優秀な方をたくさんほしいという中ですから、大いに応募して活躍してもらいたいなということを常に思っています。

## ○11番（籠山恵美子）

飛騨市のことですからきちんと真面目に考えてくださっているのだらうと思います。ですけれども、現状に甘んじているだけでは、やはり女性の活躍の場は広がらないと思うものですから。

1つ伺います。会計年度任用職員の時給です。時給が飛騨市の場合は、岐阜県の最低賃金950円、これ以上上がりません。給食の調理員などは910円ですね。こんなに低い。ほとんど女性が多いのではないかと思います。こういう状態をそのまま放置しているのでは、これだけいる女性の会計年度任用職員も市民ですから。それぞれ人生があるわけですから。経済的にやっていけるのかと。この状態でいくと会計年度任用職員は200万円以下のワーキングプアですよ。これを飛騨市が作り上げているんですよ。数多く。これで飛騨市の市民の生活が楽になる案件になるとはとも思えません。

一番新しい広報ひだに飛騨市が世論調査をされたということで、ここに質問と市の回答が載っています。これについて教えてください。質問は「人口に対して職員数が多すぎると思います。税金の無駄遣いではないでしょうか。」という質問がありまして、それに答えて、私はきちんと真っ当に回答されているなと思いましたよ。「過疎自治体のほうが都市部の自治体よりも取り組まなければならない課題が多い。どうしても人口に対する職員数が多くなる傾向にあります。」。本当にそのとおりだと思います。ですが最後に「令和7年度に職員定数適正化計画を見直すこととしています。」と書いてあります。これはまた減らすんですか。どのように考えておられるのですか。

## △市長（都竹淳也）

減らすとも、増やすとも言っていないのですが。要は、段々と人が取りにくくなってきているわけです。新卒だけではなくて、ここ近年で最長で55歳で採用しているんですね。そうなってくると、将来的な市役所の中の年齢構成を考えたときに、どういう年齢構成で、どういうふうに組織を運営してくるのかという見直しをしていかなければいけない。それから人件費総額を見て、今後の財政見通しの中でどれぐらいの人がいるのかということを考えていかなければいけないということです。

それで、適正化計画というのは定期的に見直しをしなければいけないので、総数としてどのくらい、しかもこれから定年延長が始まるものですから、定年延長が始まると新規採用をストップするというわけにはいかないんですね。そうすると、組織が全然成り立たなくなってしまうので、数は一定数増えていくんです。これは全国の自治体増えてくるんですよ。どの辺でキャップをかけるのかとか、どういう組織のマネジメントをするかということを考え直さなければいけないので、それを定員適正化計画でやってこうという考え方なんです。

職員の定数とか組織の数の問題って、見る人によって全然見え方が違うんですね。とんでもなく多いじゃないか、けしからんじゃないか、都竹市長になってすごく増えているじゃないかという人もいれば、これは当然だと、もっとしっかりやるべきだという人もいます。それから会計年度任用職員は、うちは確かにもともと多い自治体ですが、正職員で取れればそのほうがいいんです。ただ、もともと地元で就職する人が少ないので、自然とこうなっているという側面はもちろんあります。

いろいろなことがあってここまできているので、これはいろいろなご意見を聞くことがありま

すけども、これは自分たちの考えでしっかりいくしかないので、右顧左眄せずにはしっかりと計画を持ってやっていくべきだと考えておりますし、適正化計画はそういう考え方の中で作るということでございます。

○11番（籠山恵美子）

私がこの質問したのは、ダイバーシティの考え方をどうこれから市民とともに進めていくかといったときに、この女性の問題、しかも飛騨市の足元の女性職員の問題として、そこに目を向けて考えたわけです。

ダイバーシティの推進というのは、深層的な属性、つまり内面的な部分の属性を生かすということが重要とされています。そこには職務経験や働き方、教育などが盛り込まれているんですね。そういう視点でダイバーシティを考えて、市の職場環境と女性の働き方を見直していただきたいと私は考えているのでこの質問をさせていただきました。女性もやはり一人ひとり生活があり、人生があります。ですから会計年度任用職員という非正規の職員をたくさん作らずに、そこでも3年目の更新のときに、正規職員になりたいんですがという女性職員がいましたら、それはどのように対応されていくのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

先ほど答弁でも申し上げましたが、平成30年度以降、会計年度任用職員から職員採用を受けて正職員になった者が14人おります。そのうち11人が女性です。ですので、別に3年でなくても1年でも、いつでもいいんです。どんどん受けていただければいいということですし、現実こういう数字になっていますから、市としてはどんどん会計年度任用職員から正職員を受けてくださいよという常にウェルカムの状態にあるということです。

○11番（籠山恵美子）

後先になってしまいましたけど、平和都市宣言のことですが、この非核をどう捉えるかと市長はおっしゃいました。これは国の様相がとにかく核兵器禁止条約に批准しない国というのがありますので、それによって右往左往されている首長もいろいろ調べたらいらっしゃいました。岐阜県内で非核平和都市宣言をされている自治体というのは、なかなかいい宣言文を書いておりますところもあり、パブリックコメントで宣言文を作っているという自治体もありました。

大事なのは意識づくりだと、プロセスだということは私もそのとおりでと思います。これをどうやって作っていくかということですがけれども、都竹市長ご自身は核兵器廃絶を求める署名もされておりますし、被爆者の求める核兵器廃絶に賛同された署名もされております。県内には十数名首長で署名をされている方がおられます。都竹市長はつまり核兵器廃絶を望んでおられる市長ということですのでよろしいですね。

△市長（都竹淳也）

私は、核兵器はとにかくないべきだと。核兵器はゼロであるべきだという考え方ですから、当然核兵器廃絶ということをお願いしている立場でございます。

○11番（籠山恵美子）

では2つ目に行きます。介護保険制度の国の2024年度見直し問題について伺います。

1つ目に、市が抱える課題と市独自の見直しはあるかということです。3年に一度の制度見直しによって様々な改定が今議論されています。サービスの利用料の原則2割案、ケアプラン作成

の有料化、要介護1・2の介護を市の地域支援事業に移行する、介護報酬の引き下げや職員の配置基準の緩和などなど、利用者には頭の痛い改定ばかりですけれども、それによって市も大変でしょうけれども、市が抱える課題、そして独自の見直しがあるのか、これを丁寧にご説明をお願いします。

2つ目に、この制度の見直しは介護離職など現役世代の家族負担にも直結します。生活実態を踏まえた市の検証が必要だと考えます。そこで、物価、光熱費の高騰に充当できるよう、飛騨市の家族介護応援手当の増額を要望したいと思います。市の考えを伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の市が抱える課題と独自の見直しについてお答えします。

介護保険制度は3年ごとに改正を行うため、今回は2024年に改正が予定されており、現在、国において各改正案について審議している段階です。ご質問にありますケアプラン作成の有料化及び要介護1・2の介護を市の地域支援事業への移行につきましては、社会保障審議会介護保険部会におきまして引き続き包括的に検討を行うこととされ、今回の改正に先送りとなっております。

また、サービスの利用者の原則2割案は先送りとなり、今回は利用者負担割合が2割となる方の所得判断基準の見直しが検討されており、これは全国一律で定められるものですので、市独自として見直しを行うことはございません。

介護報酬の改定につきましては、昨今の物価高騰による事業所の負担や介護従事者の給与に反映されるものとなりますので、国に対しては全国市長会等を通じ適切な反映を要望しており、審議状況を注視しているところです。なお、市独自の支援としましては、これまでも特別養護老人ホーム等の夜勤者の処遇改善臨時交付金などを行っております。

ここ数年、介護給付費は減少傾向にあります。団塊の世代と呼ばれる方々の多くが85歳を迎える令和17年に当市の介護給付費は再度微増すると想定しており、現状では市内の介護人材に限られることから、いかにして介護体制を維持していくかが課題となっております。そのため、新たな介護人材を確保するための施策はもとより、利用者のニーズに応じたインフォーマルサービスを含めた様々なサービスを組み合わせて自立支援や重症化予防を展開していくこと、フレイルや認知症の予防により要介護の認定率を下げ、健康な高齢者が増えていくことなどが今後の持続可能な介護体制につながるものと考えております。

2点目の家族介護応援手当の増額についてお答えします。

家族介護応援手当は、今後の介護体制を維持していくため、在宅介護を支えていただく方々を応援する市独自の手当となっております。昨今の物価高騰対策として、国の交付金を利用することで令和4年度については月5,000円の増額を行い、今年度につきましては1万5,000円分の灯油券の申請案内を発送し受付を開始したところです。

物価高騰につきましては既にこうした対策を講じていることに加え、在宅介護をされている方に限らず影響があるものでもありますので、今後の単独財源での増額支援は状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。



なお、国の制度見直しにより、介護離職を市内で発生させないよう地域包括支援センターやケアマネージャーと連携しながら、より一層の介護者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

私も次の議会に出てこれるかどうかわかりませんので、まず市がどんなふうに考えているかをしっかりと聞かせていただいて、次の方がつなぐのかなといろいろ考えながら質問しました。

私たちのところに来たアンケートの中に、20代の介護職員という方の切実な回答がいろいろと書いてありまして、とにかく介護職員は給与が低いと。それから重労働である。そして今度の介護保険制度の見直しによって、職員の配置基準、今3人に1人の職員が今度は4人に1人に緩和されるということも言われていて、とてもじゃないけれども体を壊してしまう。そして、このままでは子供もつukれない、増やせない。こういうような切実な回答が寄せられました。20代の方でこういうことですから、本当に介護を利用される方も大変ですけれど、それを担っている職員の方々も本当に大変だと思います。

そしてこの介護制度の見直しが、高齢者の介護の制度を使って児童手当の拡充など少子化対策の財源に充てるということですから、何か本当に市民同士を分断させてタコが自分の足を食べて生きてくみたいな様相で本当にひどいものだなと思います。ですから、いざとなったときには、やはり市の支援が必ず必要だろうなと思いましたので質問いたしました。

2番目の家族介護応援手当は確かに物価高騰、それからエネルギー高騰の対応策として国の交付金でいろいろやってくださいました。ですけど、さすがにこの物価高は止まる要素がありませんから、家族介護応援手当の1万円というのは安定的に増やして、もっと安心して介護できて介護離職を増やさないためにもそういうことが必要であり、また、その財源も臨時的な交付金で対応して、交付金がなくなったら終わりといのではなくて恒常的な制度としてこの手当の増額を望みたいと思うんですけれども、その辺りはどのように考えておられますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

家族の方が在宅で介護をしていらっしゃるということは非常に頭が下がる思いでございます。そんなことからこの手当が生まれたものと思っております。

ただ、令和4年度と令和5年度は、先ほどお話ししましたように物価高騰等あるいは電気代の高騰等で支援をいたしました。今後この物価の状況もどうなるのか、あるいは実際に家族を介護していらっしゃる方の生活がどうなのかというような状況も見させていただきながら検討してまいりたいということは思っております。

○11番（籠山恵美子）

相変わらず新型コロナウイルス感染症が5類に移行したと言っても、インフルエンザの心配があつてマスクや消毒は本当に放せない生活ですよ。病人のいる家族は本当にそういうことの負担も大きいと思います。ぜひこれからも善処していただきたいと思います。

3つ目に入ります。後期高齢者医療制度の現状把握と対策についてお聞きします。

まず1つ目に、2割負担導入の影響と後期高齢者の生活実態を把握・分析しているのか。これも市の現状考えていることを丁寧に教えてください。2つ目に医療負担が増える高齢者への生活支援を市はどのように考えているか伺いたいと思います。

まず1つ目、昨年、所得が一定額を超える後期高齢者の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる改定がなされました。1割から2割、大したことないではないかという方もおられましたけど、倍になるということですからね。2倍になるということですから高齢者にとっては大変な負担です。そして来年度には後期高齢者医療保険料の大幅値上げが予定されています。負担増の影響で高齢者が通院を減らすなど、必要な受診が抑制されていないかも大変懸念されます。これらの影響と生活実態を市は把握・分析しているのか、また、その対応策も伺いたいと思います。

2つ目に医療費の窓口負担の2倍化は、対象となった高齢者にとって、物価高騰、年金削減と合わせた三重苦となって、生活と健康を脅かすこととなります。これらの方々の日常の生活支援、福祉施策ですね、これをどのように考えているのか伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

後期高齢者医療制度について2点のご質問をいただきましたが、一括してお答えさせていただきます。

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、これまで以上に少子高齢化が進んでいくことから、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費の4割は現役世代が負担しておりますが、今後も拡大していく見通しとなっており、後期高齢者の中でも負担能力のある方に可能な限りご負担いただくことにより現役世代の負担を抑え、全ての世代が安心して医療を受けられる社会を維持するために後期高齢者医療制度の負担割合の見直しが行われました。

また、後期高齢者医療の保険料については、今年5月の制度改正により来年度から段階的に引き上げられます。この引き上げについても増大する医療費に対して、今後人口が減っていく現役世代の負担を軽減するため、さらに今年4月から出産育児一時金が増額され子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度においてもその財源の一部を負担することとする国の方針によるものです。

制度改正により2割負担となった後期高齢者における受診行動については、2割負担導入の直後においては対前年同月比で減少傾向が見受けられましたが、前後の1年間を比較した結果、1人当たりの医療費及び外来の1人当たり日数についても減少していなかったことを把握しており、2割負担となった方々の保険料の未納は発生しておらず納付相談もないことから、現時点では議員が懸念されている必要な医療機関受診が抑制されている状態にはなっていないと分析しています。

また、2割負担となった後期高齢者被保険者に限定した生活実態の把握分析は行っていませんが、毎月1回開催しています飛騨市物価高騰対策本部会議を通じて、高齢者の生活実態の把握・分析に努めています。これまでもこの本部会議にて、物価高騰と国民年金の変動に応じた高齢者の生活支援対策として、いきいき券の追加交付や温浴施設無料利用フリーパス券を交付してま

いました。これらは高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らしていくための生活支援や自身の健康維持への取り組みを推進することを目的としたものです。

窓口2割負担に増加した方は一定以上の所得がある方であり、令和7年9月までは月の外来の医療費負担増加額が3,000円までに抑えられる経過措置がなされていることから、市としてその方々にターゲットを絞った生活支援や市独自に増加した負担割合分の補填といったことは、国の一律の制度改正の中、現時点では難しいものと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

昨年1割から2割に引き上げられた方々というのは年金などの年収が200万円以上の方ということでしたけれども、年間収入が200万円で作る生活というのは、本当に余裕のある生活ではないはずなんです。それでも飛騨市では最初は減少したけれども、そのあとは外来その他あまり変わらなかったということでもよかったなと思います。厚生労働省は医療費抑制を狙っての料金改定ですからね。そうやってどんどん高齢者をいじめていくという国のやり方は、私はとても許せないで、何とか飛騨市の高齢者の皆さんがちゃんとかからなければならぬものにはかかって、保険料も真面目に納めてくださっているということは何よりだと思います。だからこそ、この制度に直接補填するというだけでなく、いろいろな形で高齢者の生活支援というものもこれから考えていただきたいなと思います。

最後の質問です。4つ目に生活困窮を抱える多くの市民生活を救うための抜本的な財政の見直しをということで、これも市長との最後の論争になるかなと思います。

まず1つ目に基金を抜本的に見直すべきだというのがでしょうか。2つ目に地方創生臨時交付金とふるさと納税寄附金を有効に使って、子育て世帯の負担を軽減していただきたい。これについて伺いたいと思います。

今、生活困難にあえいでいるのは住民税非課税世帯だけではありません。非正規労働者に多いワーキングプア、子育て中間層ギグワーカーと言われるフリーランスや派遣労働者など多数の市民です。実質賃金が18年間も上がらない、物価の上昇に給料が追いついていかない、こんな経済災害を乗り越えるために行政が今やるべきことは何より市民生活にしっかり還元できる財源の組み直しであると考えます。

1つ目に、9月議会で議論しましたように、基金を市民還元のために抜本的に見直していただきたいと思います。11月29日付の中日新聞にも「国の基金膨張に対して徹底的な見直しが必要だ」と。私が訴えたいことと同様の社説が載っておりました。経済が疲弊している今の状況下で批判が出るのは、国と言え、地方と言え、当然だと思います。いかがでしょうか。

2つ目に、国の臨時交付金の推奨メニューには、物価高騰に伴う子育て世帯支援として「物価高騰による小中学生の保護者負担を軽減するための小中学校における学校給食費等の支援」が明記されています。ふるさと納税寄附金の用途にも子供支援の категорияがあります。これらの財源を次年度予定の給食費の値上げ解消に回す。学校給食費を無料にするなど、こういうものによってしっかり充当すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点お尋ねいただきました。私から両方とも答弁申し上げます。

まず基金の話ですが、国の基金膨張の話にお触れになりましたけども、国の基金の膨張と市の基金の話は別ですので、まず一緒に議論すべきものではないということを前提にしながらご答弁申し上げたいと思います。

そもそも地方自治体の基金保有高、貯金ですね、地方自治体全体が大きすぎるのではないかという指摘は国より従前からあります。特に財務省がこれを言います。ただ、国として特に総務省ですが適正規模について明確な基準を定めたということではなくて、結局それぞれの自治体の実情に鑑みて活用していくというのが今の大枠になっているということなんですね。

飛騨市の積立基金の総額を見ますと、令和4年度末で149億円ということになっておりますので、これは人口1人当たりで見ますと他の自治体と比較して確かに全国でも上位です。しかしながら、この活用実態を見ますと決して余裕のあるものではないというのが我々の認識であります。例えば、その余裕がないというのは普段の通常の予算編成の中にそもそも余裕がないということになるのですが、費用を要しておりますのが施設の修繕費、毎年これが一番悩ましいわけです。令和5年度予算で、ごみ処理、し尿処理、火葬場といった衛生環境施設ですね。それから消防施設、観光施設、こうしたもののいろいろな修繕が起きてくるのですが、一般会計全体での修繕の予算の要求額が約10億円ありました。予算要求があったんです。それでどれだけ予算措置できたかということ、精いっぱいやって7億7,000万円なんですね。今、令和6年度の予算編成に入っておりますが、現時点での要求額が何と15億1,000万円ということで、今年度よりも5億円以上要求額が上回っている。そうすると非常にこの後、難しい査定になってくるということになります。これは要求時点で腹いっぱい出してもらったということではなくて、かなり抑制をかけてもらった上でもこの金額ですから、本来修繕が必要な箇所というのはもっと多いというのが実態なわけです。

施設を新しく作ったり更新したりするときは起債ができますから財源が確保できるのですが、修繕費というのは起債のメニューがないので、その年に入ってきた一般財源の中で真水で持ち出さないと修繕費というのは出せないということなんです。では飛騨市の財政力で、こうした莫大な修繕費を全て出せるかということを考えますと、これは不可能でありまして。かといって全部放っておくわけにいかないものですから、必死になってやりくりをして修繕費を捻出しているという状況なんです。ただ、それでも足らないので、ちょっとでも財政に余裕ができたときにできるだけ貯金に積んでおくことをやっているわけです。

なので、例えば9月補正で決算の剰余金が出てきた、あるいは12月補正でいろいろなものの契約の差金が出てきた。こうしたときには公共施設管理基金に積んだり、あるいは財政調整基金に積んで、それをちょっとずつ取り崩すことによって翌年度以降の予算編成をやっているというのが今の市の予算編成の状況です。やりくりをしながらやっているということです。

さらに、今後を考えますとこれは結構恐ろしいわけでありまして、必要に迫られた事業が山積をしております。先ほど澤議員の答弁の中で少し申し上げましたが、小学校のプールがありますし、校舎の修繕があります。それから公民館も修繕箇所多発です。それから市営住宅の建て替え

修繕がありますし、流葉スキー場のリフト、サッカー場の人工芝は直さないと使ってもらえないような状況になりつつあります。これだけざっと計算しても約20億円です。それからこれに交付税措置があるような有利な借金ができればいいんですが、そういったメニューがないので真水で持ち出さないといけないということなんですね。

さらに、衛生施設の改修です。32億円余が見込まれているということでございまして、先ほども縷々申し上げました、ごみの焼却場の話なんかもございまして。そうすると補助金を受けられる割合が低いですから、将来的にかなりの持ち出しが出てくるということになります。

加えて市民病院です。これも先ほど申し上げましたが、この大規模改修には25億円から30億円ぐらい要るだろうということにして、これも検討が必要な状況にきている。恐らく数十年後にはこの庁舎も何とかしないとイケません。去年で50年たっているんです。私、最古の庁舎を目指すんだとか言っていますけども、現実には気合いだけではそういうわけにいかないのです、どこかでは直さなければいけない。そうすると、今多くの貯金があるからといって、これを簡単に取り崩すというわけにはいかないわけです。したがって、非常に慎重な活用が求められているということです。

確かに今この時点で財政調整基金でも取り崩して使えば、市民の皆さんは喜んでくださると思います。市民生活も苦しい中で支援になると思います。しかし、貯金というのは一旦崩してしまえば容易に復元できないです。これは家計でも一緒です。虎の子の貯金を使ってしまったら簡単に元に戻せないんですね。これは役所も一緒です。そうすると、5年後、10年後、さらにそれ以降の市民に重大な負担を強いるということになるわけです。したがって、我々は今ここに生きている市民だけではなくて、5年後、10年後、20年後の市民のことも考えて、行政運営を行っているかなければいけないという責任があるということです。

かつて国債を非常に発行した国の姿勢をある方が評されて、「財政的児童虐待」とおっしゃったことがあります。つまり子供たちが成長したときに、その国債の償還を自分たちが負担していかなければいけない。ここで借金をしてしまうということは将来の子供の虐待だということをおっしゃって、なるほどと思ったことがあります。私は飛騨市において将来の子供たちの財政的児童虐待になるようなことはしたくないというふうに思っております。

9月議会の決算審査の際に、議員ともこの基金活用の議論をさせていただきました。この件については討論でもお話をされたわけでありまして、ポイントになったのは財政調整基金の扱いだったと思います。ここにつきまして、私もいろいろ思い起こしたり考えたりする中で、今までこうした生々しい現実を私は言ってこなかったのではないかと。ホームページ上にも財政調整基金の説明が書いてあります。しかし、これもどちらかというと国から言ってくるものに対してどう説明をするかという視点が中心で、災害に必要な費用ということのみを表に出してきた。本来必要なのは、将来喫緊の課題となっておりますが、こうした必要不可欠な施設の修繕に関する費用が最も重要ですが、それを私たち自身が明確にしてこなかったことが、議員の皆さんにすら財政調整基金があたかも埋蔵金のように見えてしまうという事態を招いたのではないかとというふうに大変反省をいたしました。

そこで、前回の議会以降、基金の再編についての議論を始めてございまして、今後の市民生活に不可欠な大規模修繕に必要な真水の財源をはじいて、財政調整基金から特定目的基金に移し替え

る。しかもこれも大幅に移し替えて、残すべき財政調整基金については、その考え方を明確に示すことができるようにしたいと。これによって将来も含めた理解をしっかりとっていききたいということを考えておるところでございます。

2点目です。地方創生臨時交付金とふるさと納税の充当先の話をご質問いただきました。地方創生臨時交付金であります、物価高騰に対する支援を各自治体の実情に応じて有効に活用するようという国から交付いただいているものでございます。飛騨市でもこの財源を有効に活用すべく、これまで2億円を超える歳出予算を編成して、国や県の支援を受けられない分野へきめの細かい施策を幅広く展開しているということでございます。

この交付金の活用については議員ご指摘のとおり、推奨メニューというのがございます。この中に「学校給食にかかる保護者負担の軽減」ということも明記をされております。市としては賄材料費の上昇分について直接公費を投入して、保護者負担の抑制を図るといった施策を実施しておるところでございます。

また、ふるさと納税であります「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例」というのがございまして、これに基づいて、寄附者が選んだ目的に沿ってその活用を図っているところでございます。「子育て支援」とか「子どもたちを大きく育む！ドリームプロジェクト」といったカテゴリーは毎年大変多くのご寄附をいただいておりますので、これらを活用した施策を展開しておるところです。

学校給食関連で申し上げます、毎年1,000万円の予算をもって「学校給食メニュー向上事業」と銘打って、飛騨牛とか地場産のオーガニック野菜、それから市内で製造されたプリン、饅頭といったお菓子なども子供たちが喜ぶメニューとして数多く提供しておりまして、これはご寄附をいただけたからこそ実現ができる特色ある事業であると考えております。

このほかにも今年度予算でいきますと、中学校の部活動充実支援事業に960万円、中高生のスキー場リフト代支援に1,500万円、スケートボード・BMXエリア整備に500万円、地域部活動推進事業に520万円、計4,800万円をいずれも子供たちが望み、保護者の負担軽減につながる事業として充当しておるところでございます。今後ともこうした貴重なご寄附を活用しながら、子供たちが一層喜ぶような事業を企画立案して、子育て世帯の支援につなげていきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

基本的には市長がおっしゃった財政調整基金、要するに基金の振り分けを改めて見直していくということは大事なことだと思います。明確に市民に分かるようにということになりますので。それに特化した目的があるのであれば、そのことの基金を積んでおくということは当然必要なことでありますし、そうやって振り分けていくということは1つの改善策ではないかなと思います。

私は市民の代表ですから、市民生活を思ったときに飛騨市は行政としていろいろやってくださっていることはよく分かるんですよ。ですけれども、まず各家庭のお父さんとお母さんが家計をどうやってやりくりするのかってガチャガチャやっているところに、なるべく家計からの持ち出しを少しでも減らしてやるという、そういう行政の役割もあるのではないかと前にも言ったと思うんですけれども、そういうこともあると思うんですね。大変だからいただいた税金で、例えば

部活にこれだけやります。スケートボードにもこれだけやります。スキー場もこれだけメンテナンスします。いろいろあるにしてもそれはそれで結構なことですが、まず懐を冷やさないためには、誰もが払わなければならない学校給食費とか、それから高齢者にとってみると保険料とか、そういうものを軽減してやる、あるいは無償にしてやる。こういうことが法律上、それから憲法上、筋が通ってあるのであれば、行政はそれを積極的にやるべきではないかなというふうに考えているものですから、しつこく言うんですよ。でもこれが最後になってしまうのかなと思います。

ですから、そういう意味では財政調整基金、とにかく毎年出てくる黒字、私は十数億円の黒字が毎年出てくるなら、それも補正のときでもいいですから、もっと行政の手腕を発揮して、10億円黒字のところを5億円くらいぎりぎり頑張ってみるとか。5億円の黒字であればその半分を財政調整基金ですから財政調整基金がむやみに増えるということもなく済むわけですし、目いっぱい市民生活のために使ってもらったということでの市民の安心感というのは生まれてくると思うんですね。そういう考え方があるものですから、市長が今おっしゃったことは1つ納得しますが、あとはまだどこかで宿題とさせていただきます。

ふるさと納税についても子供たちのためにということが使える寄附金があるわけですが、来年度学校給食費を値上げしようという説明がされました。政策審議会のところで学校関係のお母様が「とにかく生活もみんな大変なので、もうどうしても給食費を値上げしなければならないのであれば最小限にしていきたい。」ということをおっしゃっていましたよね。本当によく勇気を持っておっしゃったなと私は思うぐらいです。皆さんを代表してこられたんだと思いますけど、なかなか若い方はああいうところと言うということはそんなにないと思うので、言ってくださってよかったなと思うのですが、そういう意見は私たちが回収しているアンケートの回答にいっぱい来ているんですよ。なかなか表立って女性が声を大にして言えない、そういう風土もあるのかもしれないし、市長も「女性を幹部職に登用したいけれどもみんな断るんだ。」というようなことをおっしゃっていました。それはそうせざるを得ない。どうしても「あなたが部長になってください。」と言ったときに断ってしまう背景が、そういう風土があるんだと思うんですよ。そういうのを少しずつ取り除いて、女性でも男性と同じようにきちんと自分の意見が言える町になってこそダイバーシティが生きる飛騨市になるのではないかなと思いますので、ぜひ都竹市長に頑張ってください、女性の活躍できる飛騨市を作ってくださいと思います。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で11番、籠山議員の一般質問を終わります。